

岡山県立岡山支援学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・日頃の児童生徒観察や個々の相談を受け止める姿勢で、担任のみならず児童生徒に関わる教職員全員で取り組む。
- ・SNSの利用やネット上のいじめ等について認識を深めるための研修(児童生徒・保護者・教職員向け)を定期的に(3年に1回以上)実施する。
- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
- ・児童生徒のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で児童生徒に対して情報モラルに関する授業を計画的に実施する。

○いじめへの組織的対応の検討

いじめを認知した場合、組織的な対応を検討するため、いじめ問題対策委員会へ報告する。

○いじめの有無の確認

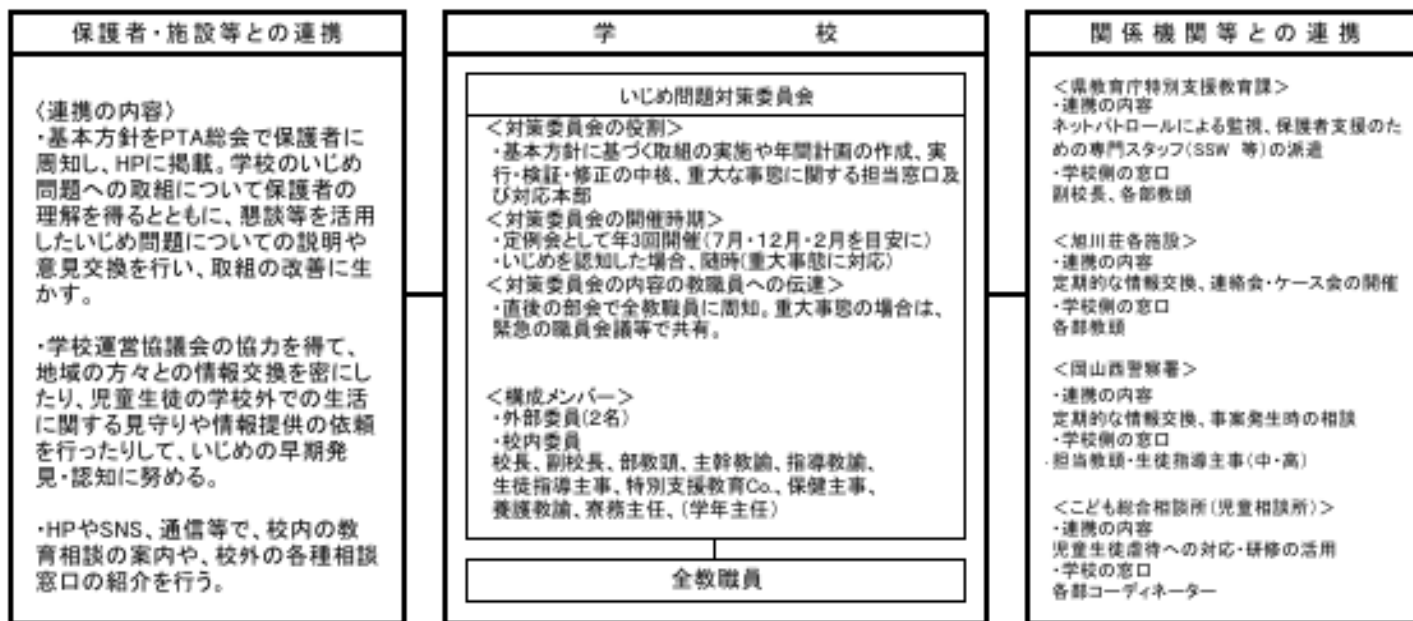
児童生徒がいじめを受けていると通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに事実を確かめ、いじめの有無を確認する。

○いじめられた児童生徒への支援

いじめが確認された場合には、いじめられた児童生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童生徒及びその保護者に対して支援を行う。

○いじめた児童生徒への指導

いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせる等、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該児童生徒の周囲の環境や人間関係を十分に把握し、保護者等の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。



学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のため、事例をもとに指導上の留意点について確認する等、職員会議や部会で短時間の研修を実施する。 <p>(児童会・生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える週間や人権週間において、児童生徒自らが企画するいじめ防止や人権に対する意識を高めるための取組を進める。 <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業や行事の中で、誰もが活躍したり、認められたりする機会を設定し、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 <p>(家庭との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の連絡帳や個別懇談等において、家庭・施設と学校との間で、児童生徒の様子を情報共有できるよう、協力体制を構築する。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめやトラブルを防止するために、情報機器の利便性ととも、発信することの責任や情報の見極めの意識を含む、適切に利用できる力を身につけるための授業等を、学年やグループで計画的に行う。 <p>(アプリ「STANDBY」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒が悩みを相談できるアプリについて説明し、必要に応じ活用できるようにする。(高I類型生徒及び必要な児童生徒対象)
② 早期発見・認知	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態把握のためのアンケートを年3回(7月・12月・2月を目安に)実施したり、必要に応じて教育相談の場を設けたりすることで、児童生徒の生活の様子等を十分に把握し、いじめの早期発見につなげる。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談担当の教職員・スクールカウンセラーについて、児童生徒および保護者等に周知するとともに、児童生徒がいじめを訴えたり相談したりすることができるような信頼関係や体制を、教職員一同、学校全体で日々構築していく。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の変化や気掛かりな言動等があった場合には、教職員間で早急に情報共有を図る。 ・アンケートや教育相談等を通して把握したいじめ等の事案や兆候に対して、組織で迅速かつ丁寧に対応する。
③ 具体的な行動	<ul style="list-style-type: none"> ・組織的な対応を行うための行動の流れを確立する。(多くの場合、次の手続きと指導とは同時進行) 情報を入手した者は速やかに担任・学年主任に報告→学部教頭及び生徒指導係・教育支援係・教務に報告→担任・学年主任はいじめられた児童生徒からの聞き取り→いじめ問題対策委員会等で対応策を決定→学年主任等が内容と対応について速やかに学部や全校に報告・周知 ・「いじめた」「いじめられた」「第三者」のいずれにも漏れなく指導や支援を行う。 ・家庭や施設との情報共有に努め、迅速かつ適切に、組織として対応を行う。 ・必要に応じ、いじめた児童生徒もカウンセリング等を受けられるよう、手立てを講じる。 ・アンケートは本校の実情に見合ったものを作成する。 ・緊急事態の場合には、重大事態対応フロー図に沿った対応をする。 ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行う。

岡山県立岡山支援学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

R8.4月

内容	職員会議、対策委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対応
通年		○授業・行事でのモラル教育等	○部会でのいじめの現状把握 ○STANDBY	○発生事案への対応(随時)
4月	○第1回いじめ問題対策委員会(書面開催) ・基本方針、年間計画、対応フロー図の確認 ○基本方針、年間計画、対応フロー図の共有 ・職員会議や部会での教職員への周知 ○PTA総会での提案 ・本年度の基本方針、年間計画、対応フロー図 ○学校HPに基本方針、年間計画、対応フロー図を掲載		○係より連絡(各部会) ・対応の原則・手順の共通理解 ・情報モラルに関する指導のお願い	
5月		○個別懇談 ○STANDBYについて説明 ・対象(高1類等)生徒への説明と保護者への周知(文書等)		SCの活用
6月		○いじめについて考える週間の取組 ○I・II・III類各授業や学年HR(対人マナー・モラル・あいさつ)	○I・II類児童生徒向けに以下の実施 ・第1回生活に関わるアンケート ・生徒指導係による教育相談(必要に応じ)	・アンケート結果の検討 ・生徒指導係による対応(必要に応じ) SCの活用
7月	○第2回いじめ問題対策委員会 ・いじめの現状報告及び対応・対策	○学部集会(生徒指導係より講話)		SCの活用
8月				
9月				
10月		○個別懇談		SCの活用
11月		○I・II類児童生徒「スマホ・ネットとの付き合い方チェックシート」実施と対応(夏季休業中の課題としての実施も可)	・第2回生活に関わるアンケート ・生徒指導係による教育相談(必要に応じ)	・アンケート結果の検討 ・生徒指導係による対応(必要に応じ) SCの活用
12月	○第3回いじめ問題対策委員会 ・いじめの現状報告及び対応・対策	○人権週間 ○I・II・III類各授業や学年HR(適切なコミュニケーションや関わり方) ○学部集会(生徒指導係より講話)		
1月			・第3回生活に関わるアンケート ・生徒指導係による教育相談(必要に応じ)	・アンケート結果の検討 ・生徒指導係による対応(必要に応じ) SCの活用
2月	○第4回いじめ問題対策委員会 ・いじめの現状報告及び対応・対策 ・取組の検証 ・基本方針・年間計画の修正	○個別懇談		SCの活用
3月		○学部集会(生徒指導係より講話)		

○年間を通じ、適宜、部会や職員会議等で、人権や生徒指導に関する情報提供やミニ研修を実施する。
 ○必要に応じ、教育支援係・SSWと協力してのケース会の設定、地域連携係・学校運営協議会との連携等も進めていく。
 ○いじめ問題対策委員会で挙げた内容やSC・SSWの助言等について、委員会各回後の部会で報告を行う。